

令和7年度・第30回農業委員会総会議事録

開催日 令和7年9月25日(木) 13:00～

開催場所 SSプラザ川内 301～303会議室

出席委員(17名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員(0名)

欠席委員(2名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(17名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(1名)

事務局出席者 森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼G長・田上G員・
松下G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ 印

議事録署名者 _____ 3 番 印

_____ 4 番 印

議事録作成者 _____ 局長代理 印

令和 7 年度・第 3 0 回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

報告第 9 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第 9 8 号 非農地証明発行の専決処分について

6 議 事

議案第 3 1 7 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）

議案第 3 1 8 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第 3 1 9 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第 3 2 0 号 非農地証明願承認について

議案第 3 2 1 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第 3 2 2 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第 3 2 3 号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

議案第 3 2 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

7 その他

(1) 1 0 月の現地調査及び総会の日程等について

(2) その他

【開始 13 : 00】

議長 　ただ今から、第30回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 　委員の出席状況について、報告いたします。
定数19名、現在員数19名、出席委員17名、欠席委員は2名で、8番：中島　弘和委員、17番：磯道　博和委員であり、欠席届が提出されております。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は17名です。
欠席委員は3名で、23番：濱田　義博委員、29番：中川　大樹委員、40番：早崎　麻美子委員であり、欠席届が提出されております。
以上で報告を終わります。

議長 　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議長 　はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西　代理 　主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の1ページをお開きください。
9月1日に令和7年度鹿児島県農業委員会女性委員の会総会及び研修会がマリnpalesかごしまで開催され、新屋委員、早崎委員、事務局職員が出席しております。
9月2日に農業者年金加入推進特別研修会がホテルウェルビューかごしまで開催され、小城委員、木場委員、新屋委員、谷山委員、磯道委員、事務局職員が出席しております。
9月5日に定例常設審議委員会がマリnpalesかごしまで開催され、会長、職員が出席しております。
8日と9日がそれぞれ定例の現地調査です。
12日に第29回運営委員会が本庁舎603会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。
18日には、地域別農業委員会農地利用最適化推進会議が阿久根市民交流センターで開催されております。
本日、第30回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催し

ております。

30日が10月申請分の締切日となっております。

以上、説明を終わります。

議長 次に、9月1日開催の令和7年度鹿児島県農業委員会女性委員の会総会及び研修会について、新屋委員の報告をお願いいたします。

新屋委員 はい。4番 新屋が9月1日の報告をいたします。
9月1日月曜日、鹿児島市マリパレスにおいて令和7年度鹿児島県女性農業委員の総会及び研修会が実施されました。
本市から、事務局を含め4名出席いたしました。
総会及び研修会には、120名が参加し、総会では全ての議案が承認されました。また研修会では、佐賀県武雄市のレクレーション協会会長 森 恵美氏による、地域活性化のために心の健康づくりの講演があり、女性活躍の必要性として、女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すために、農業委員の女性の割合を増やす努力をし、女性の視点を生かすことの必要性を説かれました。
男女雇用均等法が制定されてから大分経ちますが、いまだ浸透していない現実も見受けられます。
講演の中ではレクレーションを多く取り入れられ、穏やかで笑い声も聞こえる有意義なひとときでした。
研修会では私の農業活動・中立委員としての役割とは、サブタイトルで、曾於市 長野さんの活動発表と奄美地区女性農業委員推進委員の集いの活動事例が発表されました。
それぞれの地区での女性農業委員の活動を地区ごとの話し合いの中で女性委員への期待を再確認いたしました。
女性委員の会を介した会は地区・県・九州と催されており、皆様方の支援を有り難く感謝を込めて報告いたします。
以上です。

議長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、
3 番：薬師寺 しげ子 委員
4 番：新屋 純子 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第 5 の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第 9 7 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第 9 7 号を説明いたします。資料は 2 ページから 8 ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号 1 0 1 番から 1 3 4 番までの 3 4 件で、登記地目 田 3 4 筆 3 2, 6 7 3 m²、畑 2 1 筆 1 2, 5 7 1 m²、合計 5 5 筆 4 5, 7 2 0 m²の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は、受理番号 1 1 1 番、1 1 3 番、1 1 5 番、1 1 7 番、1 2 7 番、1 2 8 番です。

薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 9 7 号に係る説明を終ります。

議長 ただ今、事務局より報告第 9 7 号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第 9 7 号を終ります。
次は報告第 9 8 号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第 9 8 号を説明いたします。資料は 9 ページから 1 1 ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号 6 5 番から 7 1 番までの 7 件で、登記地目 田 9 筆 7, 4 9 4 m²、畑 2 3 筆 2 8, 1 7 3 m²、合計 3 2 筆 3 5, 6 6 7 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準 5 の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 9 8 号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局より報告第 9 8 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　　質疑がありませんので、報告第 9 8 号を終わります。

次に、議案第 3 1 7 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。

ただし、議案第 3 1 7 号受理番号 4 番と議案第 3 1 8 号受理番号 3 9 番については、同時申請のため関連がありますので、事務局の説明及び委員の説明は、一括して説明を求めます。

長沼 G 長 　　議案第 3 1 7 号及び議案第 3 1 8 号受理番号 3 9 番を説明いたします。資料は、議案第 3 1 7 号は 1 2 ページ、議案第 3 1 8 号受理番号 3 9 番は 1 3 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 4 番の 1 件で、登記地目 田：1 筆 7 5 5 m²の申請がありました。

内容を説明いたします

受理番号 4 番及び議案第 3 1 8 号受理番号 3 9 番は、牛舎 1 棟・トラクター等置場、ロール置場、放牧場での申請です。

転用面積の内訳は、4 条申請 田 1 筆 7 5 5 m²、5 条申請 田 5 筆 2, 7 0 5 m²であり、総面積 3, 4 6 0 m²となります。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 3 1 7 号及び議案第 3 1 8 号受理番号 3 9 番に係る説明を終わります。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の
現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木場委員 　　7番 木場が、議案第317号及び議案第318号39番につ
いて、関連がありますので報告します。

9月8日、馬渡推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を
実施しましたので、報告します。

位置図1ページ、調査表1ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。

転用目的は、牛舎・トラクター等置場・ロール置場・放牧場での
申請です。

申請地の6筆を一体利用して整備する計画ですが、1筆は4条の
転用許可申請、5筆は渡人からの所有権移転：売許可申請となりま
す。

どちらも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性
があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相
当と判断しました。

議 長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 　　ないようですので、採決いたします。

まず、議案第317号については、原案のとおり承認すること
に賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 　　賛成全員であります。議案第317号は、原案のとおり承認さ
れましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達すること
に決定いたします。

次に、議案第318号「農地法第5条の規定による農地等の所有
権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。

なお、受理番号39番は先ほど説明を受けておりますので、受
理番号39番を除く受理番号40番から42番について事務局の
内容説明をお願いします。

長沼 G 長

議案第 3 1 8 号を説明いたします。

資料は、1 3 ページから 1 4 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 3 9 番から受理番号 4 2 番の 4 件で、田 7 筆 3, 5 5 5 m²、畑 2 筆 5 1 9 m²、合計 4, 0 7 4 m²の申請がありました。

内容を説明いたします。

3 9 番は、議案第 3 1 7 号受理番号 4 番と一体利用で先ほど説明したとおりです。

4 0 番は、特定建築条件付売買予定地（2 区画）での申請です。宅地造成し販売します。ただし、転用実行者が指定した建築会社で一般住宅を建てる必要があります。

また、販売ができなかった場合は、転用実行者が自身で建てて、建売住宅として販売します。

4 1 番は、一般住宅の申請です。

4 2 番は、宅地分譲（5 区画）の申請です。

1 9 5 0 番 3 宅地：1, 1 6 1. 8 6 m²と一体利用で総面積 1, 4 4 1. 8 6 m²の申請です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 3 1 8 号に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、受理番号 3 9 番を除く受理番号 4 0 番から 4 2 番について、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員

3 番 薬師寺が 4 0 番を報告いたします。

9 月 9 日 辻推進委員と事務局 梶原職員・長沼職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図 2 ページ、調査表 2 ページをご覧ください。

申請地の現況は畑と田で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があります。なお、現地調査の内容は報告書に記載しているとおりであります。

以上のようなことから、4 0 番の申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

小城委員

6 番 小城が 4 1 番を報告いたします。

9 月 9 日 田中推進委員と事務局 松下職員・小川職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図 3 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は田で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があります。なお、現地調査の内容は報告書に記載しているとおりであります。

以上のようなことから、4 1 番の申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

薬師寺委員

3 番 薬師寺が 4 2 番を報告いたします。

調査日、調査員は先程の報告のとおりです。

位置図 4 ページ、調査表 4 ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があります。なお、現地調査の内容は報告書に記載しているとおりであります。

以上のようなことから、4 2 番の申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、採決いたします。

初めに議案第 3 1 8 号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。

議案第 3 1 8 号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第 3 1 9 号「農地法第 5 条の規定による農地等の貸

借権設定許可申請承認について」について審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

長沼G長 議案第319号受理番号43番を説明いたします。資料は、15ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号43番の1件で、登記地目 畑1筆1,672㎡の申請がありました。

内容について、説明します。

43番は、太陽光発電施設での申請です。

NOFIT型であり、転用実行者が整備し、京セラ：川内工場に電力を供給する計画となっております。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第319号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 3番 薬師寺が43番を報告いたします。

調査日、調査員は先程の報告のとおりです。

位置図5ページ、調査表5ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があります。なお、現地調査の内容は報告書に記載しているとおりであります。

以上のようなことから、43番の申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終了しました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。

議案第319号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第320号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第320号を説明いたします。資料は16ページから17ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号25番から30番の6件で、登記地目 田2筆 1, 702㎡ 畑5筆 7, 173㎡、合計7筆 8, 875㎡の非農地証明願が申請されました。

内容について、説明します。

25番は、平成17年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

26番は、平成15年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

27番は、平成3年に起工した市民病院及び平成8年から平成10年の永利ホープタウンの建設に伴い設置されたガス供給施設の敷地であり現況は雑種地で、現在に至っています。

28番は、平成19年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

29番は、平成24年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

30番は、平成7年頃から耕作しておらず山林化して現在に至っています。

以上で、議案第320号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 6番 小城が25番を報告いたします。

調査日・調査員は先程のとおりです。

位置図6ページ、調査表6ページをご覧ください。

申請地の現況は原野で木も生えており本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺も住宅地となっており影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

薬師寺委員

3 番 薬師寺が 2 6 番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 7 ページ、調査表 7 ページをご覧ください。
申請地の現況は、原野で本市非農地証明書の発行基準を満たし、
周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。
以上で報告を終わります

永留委員

1 3 番、永留が 2 7 番及び 2 8 番を報告します。
9 月 9 日、鶴屋推進委員と事務局 福永・中城職員と現地調査
を実施しましたので報告します。
まず、2 7 番について位置図 8 ページ、調査表 8 ページをご覧
ください。
申請地の現況は、平成 3 年に起工した市民病院及び平成 8 年
から平成 1 0 年の永利ホープタウンの建設に伴い設置された、
ガス供給施設の敷地で雑種地の状態でした。
次に、2 8 番について位置図 9 ページ、調査表 9 ページをご覧
ください。
申請地の現況は、平成 1 9 年頃から耕作しておらず原野の状態
でした。
いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響
のないことから証明書を発行すべきと考えます。
以上です。

木場委員

7 番、木場が 2 9 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 1 0 ページ、調査表 1 0 ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成 2 4 年頃から耕作しておらず、原野の状
態でした。
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないこ
とから証明書を発行すべきと考えます。
以上で報告を終わります。

高木委員

8 番、中島が体調不良で総会に出席できないため、3 9 番、高
木が 3 0 番を報告します。
9 月 8 日、中島委員と事務局 福永・松下職員と現地調査を実
施しましたので、報告します。
位置図 1 1 ページ、調査表 1 1 ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成 7 年頃から耕作しておらず、山林化してい
ました。

以上で、議案第 3 2 1 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

小城委員 6 番 小城が、6 5 番を報告いたします。調査日・調査員は先程のとおりです。位置図 1 2 ページ、調査表 1 2 ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で保全管理されていました。

権利取得者は営農開始のための権利取得で、野菜や果樹などを栽培予定で経営意欲も高く全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

永留委員 1 3 番、永留が 6 6 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 1 3 ページ、調査表 1 3 ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で一部農機具倉庫が建っていましたが管理されておりました。

農機具倉庫も含め、権利取得後は野菜を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

木場委員 7 番、木場が 6 7 番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 1 4 ページ、調査表 1 4 ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で一部耕作、残地は、農業用倉庫の設置及び保全管理されていました。

権利取得後は、野菜等の栽培・苗床及び農機具等の保管場所として利用する予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

谷山委員 2 番、谷山が、6 8 番及び 6 9 番を報告します。
9 月 8 日、牧田委員と事務局 福永・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、6 8 番について位置図 1 5 ページ、調査表 1 5 ページを

申請地の現況は、ハウスが建っていました。権利取得後は、トマトを栽培予定です。

申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

次は、議案第３２２号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

今月の申請は、受理番号 70 番から 73 番の 4 件で、田 1 筆 2，
406 m² 畑 5 筆 1， 739 m² 合計 6 筆 4， 145 m² の申請が
ありました。

7 1 番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係

る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第322号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 13番、永留が70番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図17ページ、調査表17ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

小城委員 6番小城が71番を報告いたします。
調査日・調査委員は、先ほど述べた通りです。
位置図18ページ、調査表18ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得で野菜を栽培予定で、経営意欲も高く全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

永留委員 13番、永留が72番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図19ページ、調査表19ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

小城委員 6番小城が73番を報告いたします。
調査日・調査委員は、先ほど述べた通りです。
位置図20ページ、調査表20ページをご覧ください。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案３２２号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案３２２号につきまして、原案のとおり許可することに決定いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号 327 番、341 番、342 番です。

梶原主幹 議案第３２３号を説明いたします。資料は２０ページから３６ページをご覧ください。

今月の申請は、田 9 7, 2 3 7 m²、畑 5 6, 7 6 9. 3 2 m²、
合計 1 5 4, 0 0 6. 3 2 m²の申請がありました。

中間管理権設定 102 件中、認定農業者等に係る分は 42 件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号 246 番から 326 番、328 番から 340 番及び 343 番から 347 番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の規定

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

永留委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

永留委員 (退席・退室)

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました。

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

永留委員 (入室・着席)

木場委員 (退席・退室)

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたし

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

木場委員 (入室・着席)

事務局の内容説明をお願いします。

提案理由は、今年度、他県において、農地利用最適化推進委員による不祥事が発生しているため、一般財団法人全国農業会議所より、農業委員会総会等において、法令遵守や綱紀保持の決議を求められました。

これが本案提出の理由です。

以上で、議案第 3 2 4 号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

木下委員 　10 番木下です。
これを読まれても、中身について説明がないので。
どういうことか。多分滋賀県の高島市についてだと思いますが。
きちんと説明をしてください。
よろしくお願いします。

西　代理 　今、木下委員から意見がありました通り、滋賀県で、農地利用
最適化推進委員が不法投棄をいたしまして、逮捕・起訴されてお
ります。
逮捕・起訴されたという事で、職務を喪失しております。
そのことで、全国農業会議所より、改めて法令の遵守をしてく
ださいということで、決議を各市町村に求められましたので今
回議案したところであります。以上です。

木下委員 　結果は言わなくてもいいのですか。
失職したとか。

西　代理 　農地利用最適化推進委員も準公務員になります。起訴されてお
りますので起訴された段階で失職の処分を受けております。
以上です。

木下委員 　今年の 5 月 1 日から禁固というのが拘禁刑ということで、名前
が変わったはずなのですが。その、拘禁刑の意味が分かれば教え
てください。

西　代理 　法律改定されまして、今まで禁固刑だったのですが、おっしゃ
るとおり拘禁刑というかたちに名称が変更されております。
今回、農業委員・農地利用最適化推進委員を公募するのですが、
条件として公務員の場合は拘禁刑を受けた場合は失職するとい
う形になっております。
以上です。

木下委員 　ありがとうございます。

議 長 他にご質疑ございませんか。

梶原主幹 事務局から資料の訂正をお願いします。

議案 35 ページの 341 番 株式会社 A r e a 3 4 0 3 1 5 さんの作物ですが、らっきょうと記載されておりますが薬草の間違いですので、薬草に訂正をお願いいたします。以上です。

議 長 他にございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第 324 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、原案のとおり決議することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 324 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」については、原案のとおり決議することといたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第 7 のその他に入ります。

(1) 10 月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西 代理 10 月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

まず、現地調査ですが、9 日（木）が本土地域、10 日（金）が本庁 4 支所地域の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は 3 班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前 8 時 30 分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の１０月総会は１０月２８日（火）午後１時から、ＳＳプラザ川内の３階第３０１から第３０３会議室を予定しています。

また、裏面は１０月から１２月の行事予定を記載してあります。次に、主な行事について、説明いたします。

１０月１６日（木）農業委員会だより編集委員会、当初、１１月から開催予定でしたが、例年どおり１０月から開催する形をとっております。

次に、１０月３０日（木）に熊本県大津町から本市に研修視察に来庁されます。

場所は、ＳＳプラザ川内の多目的ホールで開催いたします。会長、会長代理の方々はご出席方よろしくお願いいたします。次に１１月の主な行事を説明いたします。

１３日に各市農業委員会連絡協議会が始良市で開催予定です。会長、事務局長の出席です。

１１月は、１４日に農業委員会だより編集委員会、次に、１６日が産業祭＆ＪＡフェスタ、１８日から１９日にかけて、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が長崎市で開催されます。

女性委員の方々は日程調整をお願いいたします。

２１日は、第２回薩摩川内市農業委員候補者選考委員会が６０１会議室で開催予定となっています。

１２月は、２６日が農業委員会仕事納め式、その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

事務局長 事務局より漏れがありましたので、追加で連絡をさせていただきます。

１０月２３日に全国担い手サミットというものが鹿児島県で開催されます。これは、私も知る範囲で、鹿児島県にくるのは初めてということみたいです。

その中において、農業委員会会長が２３日、本大会鹿児島市民文化ホールで来賓という形で呼ばれておりますので、出席をいたします。

なお、２３日の本大会が鹿児島で終了後の夕方につきまして、北薩地域では、ここＳＳプラザで、２４日に北薩地域を現地視

察される全国農家担い手の方々が交流会を北薩地域の各農業関係者と私を含めて執り行われるという流れになっております。

農業委員会会長としては本大会と交流会に出席されるという形になります。記載がされておりましたので追加して口頭で連絡させていただきました。以上です。

議長 他にご質疑・ご意見等はありませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 それでは、事務局から何かございませんか。

事務局 (なしの声あり)

議長 これをもちまして第30回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉 会」 【終了 14：05】